

群馬大学教授会等規則

平成16. 4. 1 制定

改正 平成19. 4. 1 平成26. 4. 1

平成27. 4. 1 令和 6. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規則は、群馬大学学則第14条第2項及び群馬大学大学院学則第48条第2項の規定に基づき、教授会及び学環運営委員会（以下「教授会等」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 教授会は、当該組織の主担当を命ぜられた教授をもって組織する。

2 教授会には、当該教授会の定めるところにより、当該組織の主担当を命ぜられた教授以外の者を加えることができる。

第2条の2 学環運営委員会は、当該組織の研究指導担当の教授をもって組織する。

2 学環運営委員会には、当該学環運営委員会の定めるところにより、当該組織の研究指導担当の教授以外の者を加えることができる。

(任 務)

第3条 教授会等は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会等の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会等は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会等を置く組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議 長)

第4条 教授会等に議長を置き、当該教授会等を置く組織の長をもって充てる。

2 議長は、教授会等を主宰する。

(議 事)

第5条 教授会等は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

(議決の方法)

第6条 教授会等の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、出席した構成員の半数以上であって当該教授会等の定める割合以上の多数をもって議決しなければならないとすることができる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を教授会等に出席させ、意見を聴くことができる。

(代議員会等)

第8条 教授会等は、その定めるところにより、教授会等の構成員のうちの一部の者をもって構成する代議員会、専門委員会等（以下「代議員会等」という。）を置くことができる。

2 教授会等は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会等の議決とすることができる。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、学長が行う。

(雑 則)

第10条 この規則に定めるもののほか、教授会等の組織及び運営に関し必要な事項は、当該教授会等を置く組織の長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。